

令和3年3月まで  
マイナポイントがもらえる

写真付きの身分証明書として

令和3年3月から  
保険証としても使える

1枚で暮らしを便利にするマイナンバーカードはもう作りましたか？  
写真付きの身分証明書として使えたり、税金の申告などインターネットでの手続きのほか、令和3年3月からは健康保険証としても使えるようになります。



# マイナンバーカードを 作ってしまおう

問 町民生活課

☎42-2633

作るのは簡単！

スマホ1台で

平成27年に皆さまにお届けした「通知カード」についている「交付申請書」があれば、5分程度でその場ですぐに手続きできます。

【用意するもの】

- ・ 交付申請書
- ・ スマホ

【申請のしかた】

・ スマホで顔写真を撮影して保存

・ 交付申請書のQRコードを読み取りメールアドレスを登録

・ 送られてきたメールのURLにアクセス  
・ 画面に従いスマホを操作

交付申請書が無い人は役場へ

スマホがない人は役場で

スマホを持っていない、操作が不安な方は、役場と各支所でも手続きできます。申請は、役場職員がお手伝いします。

【用意するもの】

- ・ 交付申請書
- ・ 無印人は、本人を確認するもの（運転免許証など）

カードの受け取りには

役場での本人確認が  
必要です

マイナンバーカードは、申請してから約1カ月後に役場からハガキが届きますので、そのハガキと必要なものをもって役場（本庁のみ）に本人が受け取りに来てください。

※役場で交付申請する場合  
は、郵送で受け取ることもできません。詳しくはお問い合わせください。

マイナポイントをもらおう

マイナンバーカードを受け取ったら、マイナポイントを申し込みましょう。  
お好きなキャッシュレス決済で使えるポイントが最大5千円分もらえます。

もらえるのは  
3月まで！

マイナポイントの  
手続きもスマホで

【用意するもの】

- ・ マイナンバーカード
- ・ キャッシュレス決済サービスのID（カードやスマホ）

【申込のしかた】

マイナポイントアプリをダウンロードして、画面に従いスマホを操作



スマホがない、スマホが対応していない場合は、役場、大島支所、小島支所で申し込みできます。